

## 令和8年度 同窓会開催支援事業について

本市出身の若者が三田とつながり直す機会として、6月1日から、若者が開催する同窓会への支援をスタートします！主に市外で働く若者・子育て世代に対して、関係人口拡大を図る取り組みとして、三田市に帰り、旧友と交流する機会を創出します。

### 1 目的および期待できる効果

同窓会開催支援事業は、同窓会を契機に25～40歳の若者が三田に帰省すること、また旧友との交流を通じて三田への郷愁や愛着形成の機会とすることで、ふるさと納税などの関係人口を拡大することを主な目的とします。

また、移住のターゲットであるUターン層を具体化し、的確に三田市の情報を届けることで、移住への関心・確度を高めること、さらには、同窓生の様々なライフスタイルに触れることで、結婚や子育てをポジティブに捉えるきっかけにもなるなどの波及効果を期待しています。

### 2 「同窓会開催支援事業」の概要

市内の中学校・高等学校を卒業した者を対象に、卒業生による学年単位で開催される親睦会に対して、必要経費の一部を補助するもの。

#### (1) 対象

学校等	市内に所在する中学校または高等学校等
同窓会	同一の学校等の卒業生による学年の単位で開催される親睦会
対象者	A. 中学校単位の場合は、満25歳または満35歳の者 B. 高等学校単位の場合は、満30歳または満40歳の者

#### (2) 条件

参加者数	10人以上(対象者が100人以上の場合は20人以上)
会場	三田市内
その他	市が提供するパンフレット(ふるさと納税、観光、住み替え支援補助のチラシ等)の配布や、アンケート調査への協力

#### (3) 補助金額

補助金額	対象経費から参加費等の収入(参加者の飲食代など自己負担として徴収した額を除く)を控除した金額×1/2、上限 50,000 円
対象経費	謝礼、旅費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、役務、委託費、使用料/賃借料、その他経費

### 3 R8年度予算

「婚活支援事業」の予算の範囲内とする。

予算額:250 千円(1団体あたり上限 50 千円×5団体)

### 4 周知方法

市広報誌、市ホームページ・移住ポータルサイト、移住定住促進課 Instagram 発信、各市民センター等でのチラシ配架、高校等の同窓会組織への周知、恩師である中学校・教育委員会への周知、など

### 5 他市の事例

県内	淡路市	市内@1,000 円・市外@3,000 円／上限 50,000 円
	南あわじ市	@2,000 円～／上限 60,000 円
	稲美町	コミュニティセンター減免、広報支援
岡山県	玉野市ほか	(県が半額補助)@2,000 円／上限 50,000 円
その他	滋賀県甲賀市、香川県綾川町、福井県坂井市など多数	

懐かしい同級生と  
三田で集まろう♪

# 同窓会開催支援事業補助金

市内の中学校・高等学校等の卒業生が開催する  
同窓会（学年単位）に対して補助金を交付します！



## 対象団体

※先着5団体まで

●学年単位で開催されるもの

1

●中学校の同窓会を開催する場合

➡ 満25歳または満35歳対象の会

●高等学校等の同窓会を開催する場合

➡ 満30歳または満40歳対象の会

## 補助金額 ※1,000円未満の端数切捨て

2

(対象経費－控除額※) × 1/2

※同一の同窓会への補助金交付は、同一年度内1回限り

※飲食代・賞品代など、参加者個人が消費するものは、補助対象外です。

※参加費などの収入がある場合は、対象外経費に充て、残額を控除します。

【例】 経費総額 20万円 / 参加費（収入）7万円 / 飲食代 5万円

(20万円 - (7万円 - 5万円)) = 18万円 × 1/2 = 9万円

上限  
5万円

## 条件 すべてを満たすこと

3

●三田市内の会場で開催するもの

●参加者または申込者が10人以上であること（対象者が100人いる場合、20人以上）

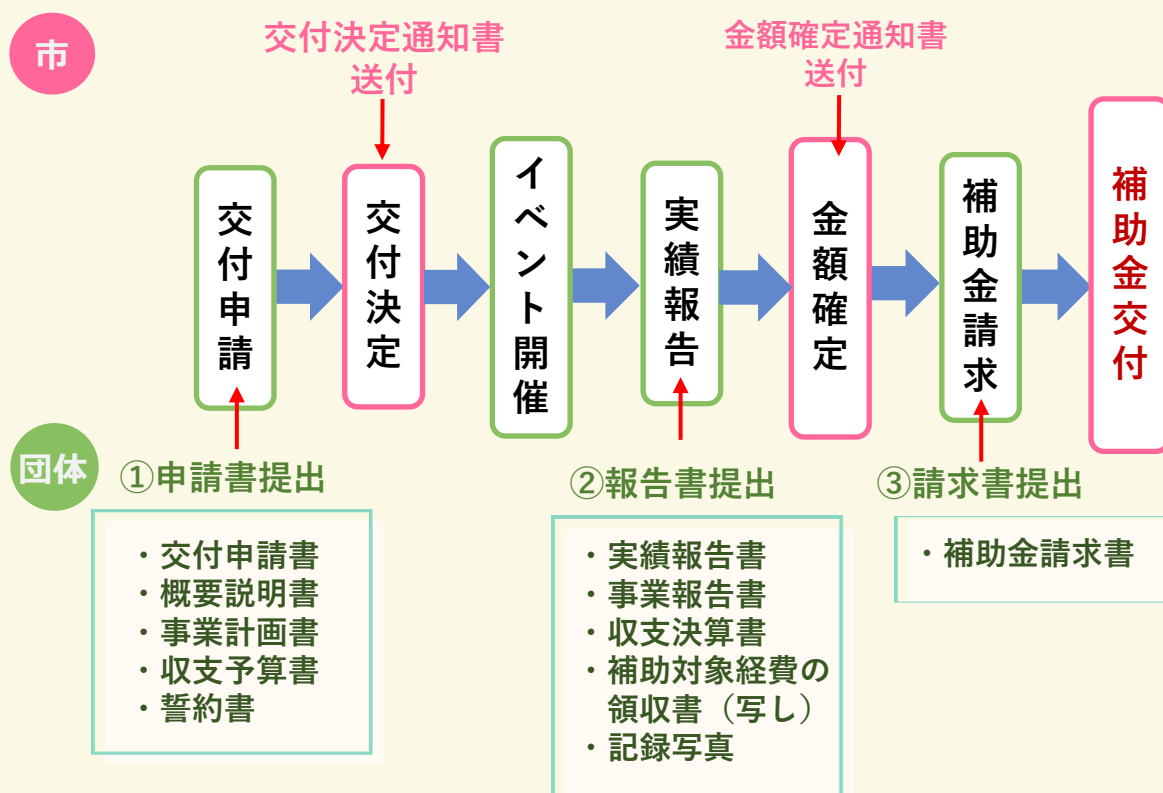
●出席者に対して、市のパンフレットの配布やアンケート調査に協力すること

●営利を目的としないもの

## 補助対象経費

項目	内容
謝礼	司会等への謝礼
旅費	司会等への交通費及び宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	チラシ、ポスター、コピーその他の資料印刷代
燃料費	ガソリン代等（車両等を賃借した場合に限る）
役務費	郵便、通信費、広告宣伝料、保険料等
委託費	警備費、催し等会場設営費等
使用料/賃借料	会場使用料、車両・音響機械等の借上料等
その他の経費	市長が必要と認める経費

## 申請の流れ



- ・補助対象事業（同窓会）は、交付決定を受けた後に実施すること
- ・交付決定を受けた年度末（3月31日）までに、事業を完了すること

問い合わせ

三田市役所 移住定住促進課

〒669-1595 三田市三輪2-1-1

TEL 079-555-6776 FAX 079-563-1366

アドレス ijyu@city.sanda.lg.jp